

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	上下水道使用者管理ファイル	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	四條畷水道センター 総務課	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道の使用開始・中止、水道の用途や使用量、水道料金・下水道使用料の徴収、水道メーターの取替等の状況を管理し、営業業務に利用するため	
記録項目	1. 使用者（使用者番号、使用者氏名、給水先住所、電話番号、メータ番号、口径、用途、使用者住所、送付先住所、送付先氏名、納付情報、収納区分、口座情報、調定、検針日、調定種別、指針、水量、料金、収納、未収、収納状況、収納日、停水予告日、停水予定日、停水執行日、分納）、 2. 水栓（新設日、使用開始日、転居精算日、給水停止日、停水解除日、加入戸数、料金用途、検針開始年月、料金口径、メータ取付日、検満年月、メータ位置、親子区分、所有者情報、所有者氏名、下水料金用途、下水供用開始日、下水調定開始年月、下水供用開始時指針、下水使用開始日）、 3. 備考（水栓メモ、使用者メモ、検針メモ）、 4. メモ（生年月日、使用者の状況（使用者により家族構成など））	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	本人、家族などの代理人からの聞き取り、行政への公用請求など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁（下水道使用料徴収事務を受託した市町村に限る。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課	
	（所在地）〒540-0012 大阪府中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団四條畷水道センター総務課	
	（所在地）〒575-0051 四條畷市中野本町1番44号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	—	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	管路管理システム	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	四條畷水道センター 工務課	
個人情報ファイルの利用目的	・修繕依頼時の依頼者情報の照合のため	
記録項目	1. 使用者番号、2. メーター番号、3. 住所、4. 氏名	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	料金システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団四條畷水道センター工務課	
	（所在地）〒575-0051 四條畷市中野本町1番44号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		